

## 介護職員等によるたんの吸引等実施のための研修(特定の者対象)

### 指導看護師等派遣事業所等及び指導看護師等の方へ 実施していただく業務について

#### ● 現場演習／実地研修実施前(医師との連携)

- ①現場演習／実地研修にあたり、医師からの指示書を確認してください。

※指示書については研修のために新たに取り直す必要はありません。

※指示書が無い場合は評価票の「2医師・訪問看護の指示を確認する。」がウとなり、修了できません。

現場演習については続けてご指導頂くことが可能ですが、修了できない旨を受講生にご説明ください。

#### ● 現場演習(基本研修免除者、3号研修修了者は必須ではありませんが、実施を妨げるものではありません)

- ①利用者宅で演習用シミュレーター等を用いた現場演習を行ってください。

※現場演習は現場演習用の評価票を用いて実施してください。

#### ● 実地研修

- ①指導看護師等が、介護職員が利用者に必要な行為を手順どおり実施出来ると確認できるまで行います。

※初回の指導、急変時の連携、最後の評価は必ず指導看護師等が行ってください。それ以外の時間は必要に応じ医師・看護師と連携した経験のある介護職員及び利用者本人・家族が指導の補助を行っていただいても構いません。

- ②所定の評価票を用いて評価を実施してください。

※評価は必ず2回以上行い、評価票の全ての項目についての評価結果が、連續2回「手順どおりに実施できる」となるまで評価を実施ください。

※評価の際、利用者(家族)の意見を聴取することが可能な場合は、利用者(家族)の意見を踏まえた上で評価を実施してください。

- ③必要に応じて「ヒヤリハット・アクシデント報告書」を記入してください（指導看護師等および受講者が記入）。

#### ● 実地研修終了後

- ①必要事項(指導看護師等派遣事業所署名や指導看護師等の署名)を記入した「評価票」・「評価まとめ票」(要代表者印)および必要となった場合「ヒヤリハット・アクシデント報告書」を介護職員等の所属する事業所へお渡しください。

#### ● 留意事項

- ①指導看護師等が、本研修で受講決定をしていない介護職員等に対して、任意に実地研修の指導をしても、介護職員等が研修を修了したとはみなされないのでご注意ください。

□ 指導看護師等とは

- ①指導者養成研修を修了された方で、介護職員等によるたんの吸引実施のための研修(特定の者対象)の実地研修における指導者です。
- ②対象の方は(初回の指導、急変時の連携及び実地研修の最後の評価を実施し、評価票へ署名ができる方)医師・保健師・助産師又は看護師(正看護師)で、指導者養成研修(特定の者)を修了した方のみです。  
※准看護師等については、指導看護師等の指示の下で講師補助者として研修に携わることのみ可能であり、指導看護師等とは認められませんので、ご注意ください。

□ 指導者養成研修とは

- ・「厚生労働省のテキスト及びDVDによる自己学習、アンケート提出」
- ・「介護職員による喀痰吸引等のテキスト等の作成に係る調査研究」成果物の喀痰吸引等研修(第3号研修)教材(テキスト及び動画視聴)による自己学習及びアンケート提出」
- ・公益財団法人日本訪問看護在団の実施する「喀痰吸引・経管栄養セミナー」を修了している  
以上の3つのうちどちらか1つを修了していることが必要です。

※指導者養成研修の受講が必要な場合は、ユースタイルカレッジへご相談ください。研修教材をご案内致します。

【お問い合わせ先:ユースタイルカレッジ運営事務局 喀痰吸引等研修(特定の者)係】

TEL:050-3187-8412 / FAX:03-5937-6828 / Mail:kakutan@eustylelab.co.jp